

第三者行為による 交通事故などに あった場合はまず連絡を!

国民健康保険に加入している人が、交通事故など第三者(自分以外の人)による行為で負傷したり病気になったりした場合、保険証を使って治療を受けることができます。

しかし、その場合の治療費は本来加害者が負担するべきものですので、国保が一時的に立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。(国民健康保険法施行規則第64条)

したがって、第三者の行為で負傷して、保険証等を使って治療を受ける場合は、必ず速やかに国保の担当窓口にご連絡ください。(国民健康保険法施行規則第32条の6)



「第三者行為」に該当するのは次のような事例です

交通事故

※バイクや自転車によるものも含む

過失割合は
関係ありません



他人のペット などによるケガ



不当な暴力や傷害行為 によるケガ



スキー・スノーボード などの接触事故



他者所有の建物での 設備の欠陥などによる事故



購入食品や飲食店 などでの食中毒



業務中や通勤途中のケガに、国民健康保険は使えません!!

お仕事でのケガ等には、労災保険!